

【所有する住宅のリフォーム費用を対象とする場合の説明書】

所有する住宅のリフォーム費用を対象とする場合は、領収書だけではなくリフォームに係る請負契約書や、住宅を新婚夫婦が所有していることが確認できる書類も必要です。別紙の申込書類チェックシートの書類のほかに、以下の書類を添付してください。

なお、リフォーム工事は、婚姻日から1年以内に発注契約をしたものに限りです。

また、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となっています。

<input type="checkbox"/>	リフォーム工事は、婚姻日から1年以内に発注契約をしたものである。 婚姻日 年 月 日 発注日 年 月 日
<input type="checkbox"/>	対象とするリフォーム費用は、婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であり、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は含んでいない。

リフォーム費用チェックシート

書類の添付漏れを防ぐため、必ずご自身でチェックいただいてからお申込みください。

添付書類

<input type="checkbox"/>	所有住宅のリフォーム工事の内容がわかる書類（請負契約書、請書、見積書） ※リフォーム工事を行う事業者との契約書等が必要です。契約書に工事内容の詳細（工事対象となる物件・発注日・工事の内容・対象となる工事費用）が記載されていない場合は、見積書など詳細がわかる書類（対象外の工事を含む場合は、対象となる工事部分の費用がわかる書類）も必要です。
<input type="checkbox"/>	新婚夫婦が所有住宅のリフォーム費用を支払ったことがわかる書類（領収書、通帳の写し等）
<input type="checkbox"/>	リフォーム工事が、新婚夫婦が所有する住宅であることがわかる書類（登記事項証明書など）